

## 総合計画のあり方の検討に関する各部局の主な意見と修正内容

### 1 総合計画の現況と計画を取り巻く背景 (P79)

#### 【各部局の意見】

- ・「総合計画の特徴」を挙げているが何を意図しているのか分からぬ。

#### ＜変更点＞

「特徴」を「現況」とあらためるとともに、自治法の改正の部分は「総合計画を取り巻く背景」として別途記載するものとした。

### 2 現況と総合計画に求められる役割と計画見直しのコンセプト (P80-81)

#### 【各部局の指摘】

- ・「留意すべき視点」を挙げているが、見直しの視点ありきで論理立てている印象がある。
- ・表現や文言が分かりにくい、統一していない。
- ・新たな計画のイメージは市民議論を踏まえることが前提。

#### ＜変更点＞

「留意すべき視点」と「役割と課題」に分けて説明していたものを、一つにまとめ「現況と総合計画に求められる役割と計画見直しのコンセプト」とし、分かりやすい内容にあらためた。

### 3 見直し後の総合計画のイメージ (P82-83)

#### 【各部局の指摘】

- ・総合計画の位置付けを明確化すべきである。

#### ＜変更点＞

- ・総合計画の位置付け（議決や自治基本条例との関係）に関する記載を行った。

#### 【各部局の指摘】

- ・重点化などの定義が分かりにくい。

#### ＜変更点＞

- ・重点目標や基本目標に関する表現を見直した。
- ・また、基本計画については、「まちづくり編」と「経営編」で構成することとした。

### 4 まとめ (P84)

#### 【各部局の指摘】

- ・全体の検証とのつながりがない。

#### ＜変更点＞

・項立てを含め、大きく構成を変更し、1～3をまとめに導く検証部分となるように変更を行った。

- ・「現計画を強化することが必要」という考えによる見直しの必要性を導いた。

## 第4 総合計画のあり方に関する検討

本章は、本市を取り巻く状況を踏まえ総合計画に求められる役割など総合計画のあり方についてまとめています。

### 1 総合計画の現況と計画を取り巻く背景

本項では、吹田市第3次総合計画の現況について、整理しています。

#### (1) 現行の総合計画の現況

- ア 総合計画は、基本構想、基本計画（部門別計画、地域別計画）及び実施計画の3階層で構成しています。
- イ 計画期間は、基本構想、基本計画が15年間、ただし、基本計画は中間年度（平成25年度（2013年度））までに必要に応じて見直します。  
実施計画は計画期間が5年間で、「ローリング方式により毎年見直しする。」と定めています。
- ウ 基本計画（部門別計画、地域別計画）では、総合的に施策を網羅し、具体的な取組についても計画に盛り込んでいます。
- エ 現行の第3次総合計画（基本構想）は、議会の議決を経て策定しています。

#### (2) 総合計画を取り巻く背景

地域主権改革の一環として、平成23年（2011年）5月に地方自治法が改正され、総合計画の基本構想の策定義務に関する規定が削除されました。

これに伴い次の検討が必要となります。

- ア 総合計画の策定の必要性や意義を検討する必要があります。
- イ 総合計画の法的な位置付けを検討する必要があります。
- ウ 総合計画の策定を議会の議決事件とすることについて検討する必要があります。

## 2 現況と総合計画に求められる役割と計画見直しのコンセプト

地域主権改革の一環で地方自治法が改正され、総合計画は、市の主体的な判断のもとで考えることが必要となり、本項では、本市の現況における総合計画に求められる役割と計画見直しのコンセプト（あり方）をまとめました。

現況と総合計画に求められる役割	総合計画見直しのコンセプト (計画のあり方)
<p><b>【現況】</b></p> <p>市民のライフスタイルの変化により、求められる公共サービスも多様化かつ高度化する傾向にあり、行政だけでは、充分に対応しきれないようになってきています。</p> <p>一方で、指定管理者制度の活用をはじめとして事業者やN P Oなど、新たな公共の担い手に光が当てられています。</p> <p>こうした状況の中で、市民満足度の高いサービスを提供するためには、様々な公共サービスの担い手が、共通の目的の実現に向け、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力する『協働の視点』からも総合計画の見直しを検討する必要があります。</p> <p><b>【役割】</b></p> <p>総合計画には、市民、事業者、行政などが、共にまちづくりを進める際の共有する指針の役割が求められています。</p> <p>また、市民等に対して、まちづくりの目標達成に向けた行動を喚起するという役割も求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○多様なまちづくりの主体と共有する分かりやすい計画</li><li>○市民ニーズを踏まえた計画</li><li>○市民等と市役所の役割が分かれる計画</li><li>○活用される計画</li></ul>
<p><b>【現況】</b></p> <p>長引く景気の低迷の中、経済環境は、大幅な回復が見込めない、先行きが不透明な状況です。また、少子高齢化に伴い「生産年齢人口の減少」による税収の減少や、「老人人口の増大」による社会保障費の増大が急速に進むことが予測され、市民生活への影響も懸念されています。</p> <p>こうした状況の中で、吹田市が将来にわたって安定的に継続・発展するためには、限られた経営資源の最適活用が不可欠であり、『戦略的な視点』からも、総合計画の見直しを検討する必要があります。</p> <p>また、総合計画には、首長公約やローカル・マニフェストの方針との整合性を図れる仕組みが求められています。</p> <p><b>【役割】</b></p> <p>行財政運営の方針などムダ、ムリ、ムラのない効率的かつ効果的な行政経営の指針としての役割が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○まちづくりにおける戦略性を明確にした計画</li><li>○行政経営の姿勢が示された計画</li><li>○活用される計画</li></ul> <p><u>戦略の定義：</u></p> <p>ここでの、戦略とは、目標を達成するために、長期的視野と複合思考で経営資源を総合的かつ計画的に運用することと定義します。</p> <p><u>ローカル・マニフェストとは：</u></p> <p>地方自治体の首長選挙における事後検証が可能な公約。（「政策目標」「財源」「達成期限」等数値目標で具体的に説明されています。）</p>

現況と総合計画に求められる役割	総合計画見直しのコンセプト (計画のあり方)
<p><b>【現況】</b></p> <p>市民の行政に対する期待は高く、行政需要の変化にも柔軟に対応していくことが求められています。</p> <p>こうした状況の中で、時代の変化に的確かつ迅速に対応していくためには、現場の状況をより把握しているところに権限を移すなど府内分権の仕組みが機能することが不可欠であり、それが可能となるよう『府内ガバナンスの視点』からも総合計画の見直しを検討する必要があります。</p> <p><b>【役割】</b></p> <p>課題解決に取り組む際に、その解決方策の拠りどころとなる政策・施策の方針とともに、行政経営の指針の役割が求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知りたいことが見つけやすい計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別計画との関連が明確に示されている計画</li> <li>・具体的なアクションプランまでたどりやすい計画</li> </ul> </li> <li>○政策・施策の方向性が分かる計画</li> <li>○行政経営の方針が分かる計画</li> <li>○課題解決に取り組む際に、長期的視点、関連する施策への影響等を考察するのに必要な計画</li> <li>○活用される計画</li> </ul>

### 3 見直し後の総合計画のイメージ

前項で示した総合計画の役割と総合計画見直しのコンセプトを踏まえて、見直し後の総合計画のイメージを以下のとおりまとめました。

#### (1) 総合計画の位置付けについて

- ア 社会経済環境が急速に変化する中で、持続可能なまちづくりとして、安定的に継続・発展するためには、長期的まちづくりの指針である総合計画が必要となります。
- イ 市民等と共有する総合計画ということを明確にするため、総合計画の法的な根拠として、総合計画の策定及び議会の議決事件とすることを条例で位置付けすることが必要となります。
- ウ 自治基本条例で総合計画の位置付けを示すことで、市の最上位の計画としての役割を明確にすることができます。

#### (2) 総合計画の構成イメージ

- ア 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成しています。

##### 《基本構想》

- イ 基本構想は、市民等と共有する将来のあるべき姿としての「将来像」や、市民、事業者、行政などがともにめざす、福祉、教育、環境など各分野における「めざすべき都市像」などで構成し、まちづくりの基本方針を示します。

##### 《基本計画》

- ウ 基本計画は、基本構想の実現に向けた方針として、まちづくり編と経営編で構成します。

(ア) 優先して取り組む必要のある施策は「重点目標」

(イ) 施策を総合的な見地から体系的に整理した「基本目標」

を示すことにより、「重点化」と「体系化」によるムダ、ムリ、ムラのない経営資源の最適活用に資する計画として方針を示します。

なお、重点目標及び基本目標は、「みんなでめざす姿」、「現状と課題」、「基本方針」、「主な推進施策」、「市民等と市役所の役割分担」、「主な分野別計画」で構成し、目標実現に向けて取り組む、道筋が示され、分かりやすい計画構成とします。

\* 地域別計画については、以下の理由により基本計画から削除します。

- (ア) 地域の特性に応じたまちづくりとして、ハード整備だけでなくソフト事業も含めた施策の方向性を考えた場合、施策の内容によって、望ましい圏域も、広域的な圏域、コミュニティをベースとしたもの、学校区など柔軟な発想のもとで圏域を設定し、地区別の施策のあり方を考える必要があります。
- (イ) 公共施設等の配置については、圏域ごとに人口構成や行政需要も異なるため、一律の尺度での公平性を重視する考え方から、市民ニーズを踏まえた視点を重視する考え方へ転換する必要があります。

こうしたことから、「地域の特性を生かしたまちづくり」を進めるためには、一律の圏域を示し、総合計画の地域別計画において方向付けや拘束をするのでなく、サービスの対象、交通機能、人口、人口密度、市民ニーズなど様々な観点から、施策内容にあった検証に基づく望ましい圏域を検討する必要があります。

《実施計画》

- エ 実施計画は、基本計画で定めた目標の実現に向けて、推進する施策に関する具体的な事業内容と財政計画を示します。

### (3) 総合計画の計画期間のイメージ

総合計画は、市民とともに共有しともに進めるまちづくりの計画として、首長公約やローカル・マニフェストとの整合性を図ることが求められ、以下のとおり計画期間を設定します。

- ア 計画期間の最終年度は、平成32年度(2020年度)とします。

- イ 見直しの後の基本構想の計画期間は、7年間とします。

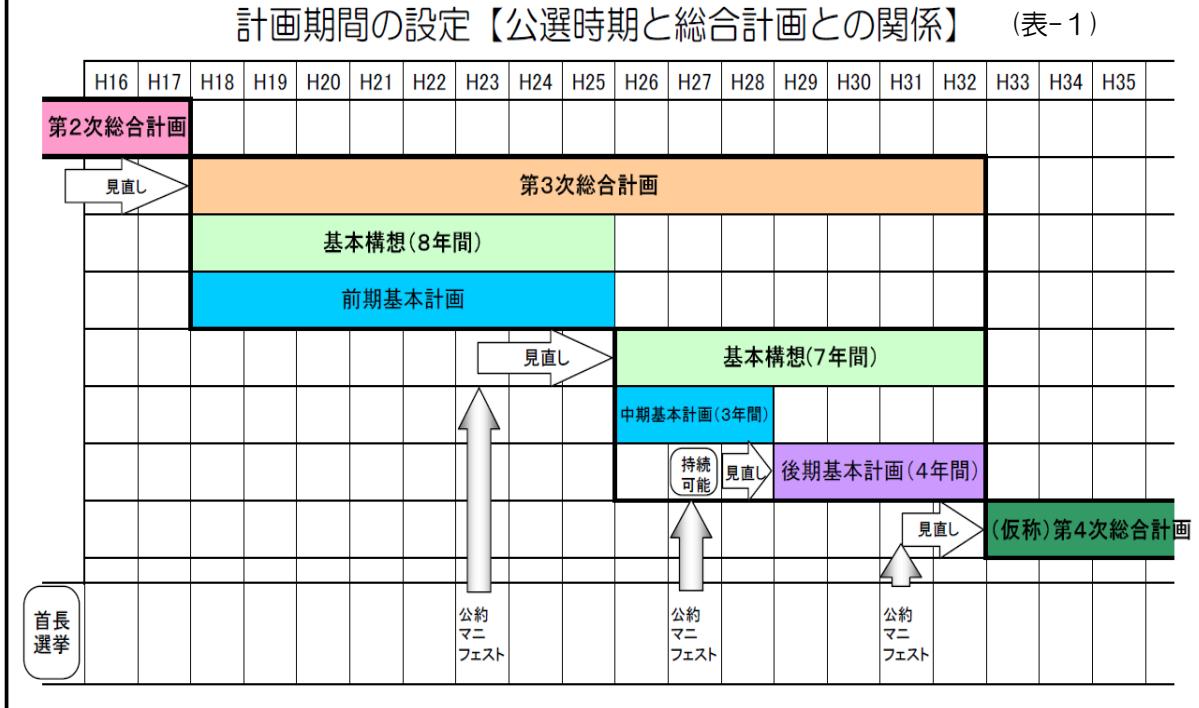
- ウ 見直しの後の基本計画の計画期間は、7年間とします。

ただし、首長の公選時期を踏まえて、平成28年度(2016年度)までに、計画の評価、検証を行い、必要に応じて見直しを行います。以後についても、4年ごとに評価検証を行い基本計画の必要な見直しができる仕組みが必要ではないかと考えています。

- モ 實施計画の計画期間は、3年間とし、ローリング方式にて毎年見直しを行います。

- 才 計画期間の詳細イメージは(表-1)のとおり。

## 計画期間の設定【公選時期と総合計画との関係】(表-1)



## まとめ

人口減少や少子高齢化が進展する中で、将来にわたって、誰もが安心して暮らせる吹田のまちづくりを継続・発展させるためには、限られた経営資源の最適活用という観点が不可欠であると考えられます。

また、地域主権改革の中で、「地域のことは地域で決める」自立した市民自治の確立が求められており、自治体の果たす役割も広がり、地域のまちづくりにおける「転換期」と言えます。

こうした状況の中で、時代の変化に対応し、吹田市が将来にわたって、安定的に継続・発展するためには、市民、事業者、行政等が協力し、一体となって躍動する地域力の強化が不可欠となります。

このため、市民と共有するまちづくりの長期的な展望に立った指針として、総合計画は重要な計画であり、今一度、原点に立ち返り見直す必要があります。

本課題検討集において、現行計画の成果や課題を検証するとともに、総合計画に求められる役割から、計画の構成、計画期間など計画そのものの方針を検討を行いました。

総合計画には、ムダ、ムリ、ムラのない行政経営の姿勢を示す役割と、地域資源をつなぎ協力して進めるまちづくりの考え方を市民と共有し、協働してまちづくりを進めていく際の方向性を示す指針の役割が求められています。これらの総合計画の役割に、これまで以上に焦点をあて、まちづくりの目標を市民等と共有し、その実現に向けた行動を喚起する計画として強化することが必要との考えに至りました。

このため、総合計画の見直しについては、基本計画の中間見直しにとどまらず、市民、事業者、行政等が一体となってまちづくりを進める際に活用できる計画として、基本構想を含む総合計画全体を再構築する抜本的な見直しが必要と考えます。